

# Takeuchi Hajime's case file 竹内肇の事件簿

## topics

 「現行犯には、固有の現行犯と 準現行犯の 2 種類があるね」

 「現行犯というのは、現に犯罪を行い終わった者のことね ( 2 1 2 条 1 項 ) 」

 「この現行犯は、警察などの捜査機関はおろか私人でも逮捕できるね。しかも、逮捕状はいらない ( 2 1 3 条 ) 」

 「というのは、現行犯というのは逮捕を行う人の前で犯行を犯しているわけだから、犯人を誤認して逮捕してしまうという危険性は低いといえるし、逮捕しないと逃亡してしまうというように緊急性があるから令状主義の例外になっているわけね」

 「 2 番目の準現行犯というのは、 4 つの状態のうちのどれかひとつに当てはまる者が、罪を犯してから間がないと明らかに認められるときに現行犯とみなされるものだね ( 2 1 2 条 2 項 ) 」

 「 4 つというのは、犯人として追呼されているとき、 贓物または明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき、 身体または被服に犯罪の顕著な証跡があるとき、そして 誰何 ( すいか ) されて逃走しようとするときね」

 「準現行犯については、憲法 3 3 条に規定されている現行犯に準現行犯まで含むかどうかについては争いがあるね。でも、『間がない』という点を厳格に解釈することで合憲性が認められるだろうね」



HOME